

組合員の皆様へ

関東信越税理士国民健康保険組合
理事長 今井 亨次

国民健康保険料改定に係る重要なお知らせ

平素は、当組合の運営にあたりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」にもとづき、「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新たに保険料を徴収させていただくこととなりました。**令和 8 年 4 月（令和 8 年 5 月 1 日引落分）**から適用されます。つきましては世帯賦課限度額を含め、下記のとおり改定いたしますので、趣旨をご理解のうえご協力をお願い申し上げます。

なお、保険料額につきましては、令和 8 年 2 月 1 2 日開催の第 160 回通常組合会において承認後、埼玉県知事認可にて確定いたします。

改定内容

子ども・子育て支援納付金分	被保険者 1 名 800 円/月額
---------------	-------------------

※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者においては賦課しない。（18 歳に達した 4 月 1 日からの賦課）

世帯賦課限度額（月額）	改定前 87,000 円	➡	改定後 90,000 円
-------------	--------------	---	--------------

※ 規約第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定により、「**事業主である社員税理士**」・「**勤務税理士**」・「**職員**」・「**家族**」の方が負担する保険料の金額は上記の**2分の1**です。

※ その他の保険料については改定ありません。

新設の理由

国の少子化対策の一環として、子育てに係る経済支援の強化や子ども・子育て世帯への支援の拡充、また、共働き・共育ての推進する施策が進められています。

これらの施策を安定的に実施するため、国において「子ども・子育て支援特別会計」が創設され、「子ども・子育て支援金制度」が新たに設けられました。

この制度に基づき、国は医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとしており、当組合においても、被保険者の皆様に保険料として賦課徴収することとなりました。

支援納付金総額
1.3 兆円後期高齢者
1,100 億円国保（市町村・組合）
3,000 億円被用者保険
8,900 億円